

三重県営松阪野球場の施設利用ガイドライン

令和2年9月1日更新

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、施設利用のガイドラインを次のように設定する。

1、適切な感染防止対策の徹底

(1) 感染防止対策の周知について

- 施設の入口及び施設内に感染防止への協力を求めた掲示をする。
- ホームページに感染防止への協力を求める文書を掲載する。

(2) 利用者の体調確認方法について

一般利用者・団体利用者ともに体調不良の者については、入場及び利用を許可しない。

【一般利用者】

- 事務所の受付等において、体調管理を求める掲示を行う。
- 事務所の受付等において、スタッフから体調確認・検温確認についての声掛けをする。状況に応じて検温を実施する。

【団体利用者】

- 利用予約時に、利用当日の検温と利用数日前からの体調管理の徹底を伝える。状況により来場時に参加者全員の連絡先・健康状態（検温確認）を記した名簿の提出をお願いする。
- 利用当日には、事務所の受付等において、口頭により団体責任者に参加者の体調確認・検温確認を行うとともに、未検温者には利用前に検温を行うよう依頼する。
- 口頭による利用者への体調確認・検温確認後に異常がなければ、利用者から提出された申請書に確認済みのチェックを入れる。

(3) 体調不良者がいた場合の対応について

- 体調不良者については、利用の中止を求める。また状況に応じて名前・連絡先等の提出をお願いする。

(4) 人数制限や利用時間制限などの運用方法について

- 『三重県指針』最新版に沿って運用する。
- 参加人数にかかわらず「三つの『密』」が発生しない席の配置や、人と人の距離の確保、マスクの着用等基本的な感染防止対策を講じるよう依頼する。
- 営業時間は、施設の利用時間内とする。(9時から17時)
- 団体利用の責任者には、参加者全員の名前・連絡先の把握をお願いする。

(5) 換気や消毒の場所、方法、タイミングについて

- 各施設・会議室・控室等について密集が懸念される場合は、原則として利用を許可しない。なお、三つの「密」の防止対策が可能な場合は、滞在時間の短縮・制限を条件に利用を許可する。
- 会議室・控室・更衣室等の利用後は、ドアノブ・手すり・スイッチなどの消毒を行う。

- 各施設の入口、トイレ及び会議室等において、不特定多数の利用が考えられる場所には手指消毒用アルコールを設置し、手指消毒を徹底する。

(6) スタッフの感染防止対策について

- マスクを着用し、手指消毒を徹底する。
- 管理事務所（窓や出入口の開放）の換気を行う。
- 定期的にドアノブ、手すり、スイッチ等を消毒する。
- スタッフの出勤前の検温を実施する。
- 管理事務所受付口に透明の防護用仕切りを設置する。